

講義録レポート

講義録コード

06-11-6-101-01

講 座	社会保険労務士	科目①	基本編
目標年	2011年合格目標	科目②	労働基準法
コース	総合本科生 P l u s	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	個別DVD DVD通信		

収録日	2010 年 9 月 6 日		
講師名	宮島 哲治 先生	板書 枚数	/ 枚 ※レポート 含まず
		補助レジュメ 枚数	/ 枚
		その他 ()	枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ・ (無)		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●基本テキスト [労働基準法] P. 2 ~ P. 20		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) ()		
	●補助レジュメ ()	/ 枚	講義録添付 (有・無)
	●その他 ()	枚	講義録添付 (有・無)
備考	*DVDご視聴の方へ*正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認ください。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		

(/) - (/) - (/)

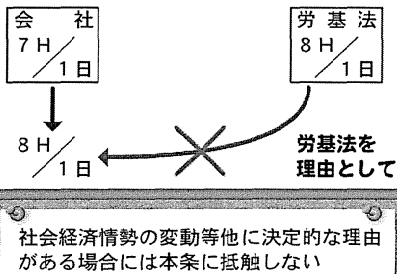
社 労 士 講義録				科 目	労働基準法	コ ー ス	総合本科生Plus	回 数	/
-----------	--	--	--	--------	-------	-------------	-----------	--------	---

配 布 物	★ミニテスト：あり []	なし	★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説	講 師	宮 島 先生
	★実力テスト：あり []	なし	★その他のレジュメ []		
	◇配布物なし				

テキスト ページ	黒 板 内 容
	「板書はありません」

労基 第1回

労働条件

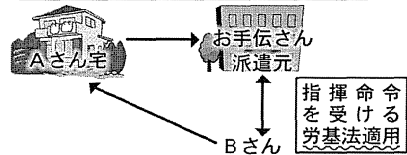


適用除外

家事使用人 → 適用除外

- ①法人等に雇われ、その役職員の家庭において、その**家族の指揮命令**のもとで家事一般に従事している者は、家事使用人である → **適用除外**
- ②個人家庭における**家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令のもとに当該家事を行う者は、家事使用人に該当しない → 労基法適用される**

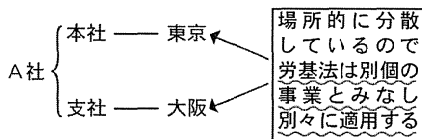
だれの指揮命令を受けているかで判断



労基法の適用の単位

原則

㊦



男女同一賃金の原則

男性一月給制 } 本条違反 → 結果的に男女の賃金と同じ女性一日給制 } になっても当然ダメ!

- 女性を有利に扱うことも禁止
- 産前産後の休暇又は生理休暇を有給とすることは女性を有利に扱うものとは言えない

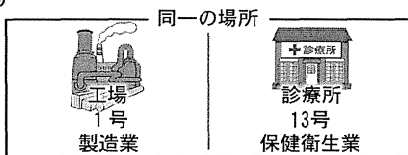
Point

就業規則に賃金について男女差別の規定はあるが現実に行われてはならず、賃金の男女差別待遇の事実がなければ、その規定は無効ではあるが本条違反とはならない

過去問 H12・1-C

就業規則で、労働者が結婚のため退職する場合に女性には男性に比べ2倍の退職手当を支給することが定められているときは、その定めは労働基準法第4条に反し無効であり、行政官庁は使用者にその変更を命ずることができる。★「○」

例外



過去問

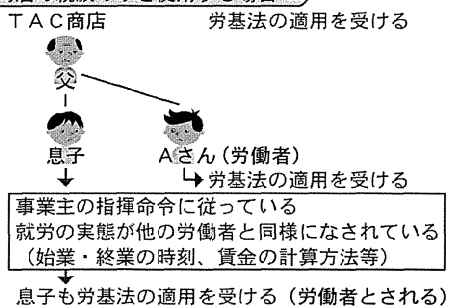
H7・1-C
新聞社の本社と印刷部門は別個の事業とする
8号商業 1号製造業

労働者の委託を受けて貯蓄金を管理する場合

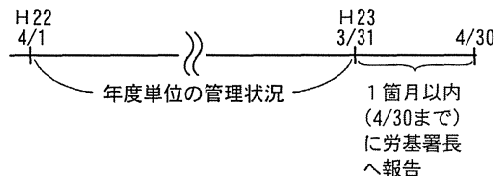
社内預金	通帳保管
貯蓄金管理協定 → 届出 (労基署長へ)	
①預金者の範囲 ②預金者1人当たりの預金額の限度 ③預金の利率・利子の計算方法 ④預金の受入れ・払戻しの手続き ⑤預金の保全の方法	〃
貯蓄金管理規程 → 周知 (労働者に)	
具体的な取扱い方法	①預金先の金融機関名・預金の種類 ②通帳の保管方法 ③預金の出入れの取次方法 等

適用除外

同居の親族のみを使用する場合



預金の管理状況の報告 社内預金の場合のみ



中止命令

遅滞なく返還しない + 労働者の利益を著しく害する → 中止命令